

接骨院：整骨院のかかり方/注意点

接骨院・整骨院・ほねつぎ等はよく看板に「健康保険が使えます：各種保険取扱」とかかれています。医療機関ではないため健康保険で施術（治療）を受けるには次の条件（ルール）をみたした場合でないと保険診療の対象にはなりませんのでご注意ください。

なお、柔道整復師は医師とは違い、外科手術・レントゲン・画像検査・注射：薬の処方・投与等医療行為はできませんし、患者に療養費（保険診療）の支給対象となる負傷の範囲、受領委任の仕組みを説明することが義務付けられています。

また、施術（治療）に対して領収書を無料で発行することも義務付けられています。

保険診療外の施術（治療）となった場合は、原則全額自己負担ですので後日接骨院・整骨院・ほねつぎ等から保険診療分を請求されるか、健康保険組合から請求させていただくことになります。

* 健康保険が使えるのは一部です。

（負傷した原因は正確に伝えましょう。いつ どこで 何をして どうなったか）

- 業務上の負傷・事故、通勤途上の負傷・事故には健康保険は使えません。
- 急性または亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲、ねんざ、挫傷（肉離れ含む）で内科的病気が原因でないもの
- 骨折と脱臼は応急手当を除き、あらかじめ医師の同意を得ていること。
- 交通事故・自損事故にかかる負傷については、自賠責保険を優先使用してください。（自賠責限度額をこえた場合、健康保険組合へ連絡してください。）

* 健康保険で扱える接骨院・整骨院・ほねつぎ等の施術（治療）は、本来患者さんがいったん窓口で費用の全額を払い、後日健康保険組合に請求し自己負担額以外の部分を療養費として払戻を受けるのが原則ですが、接骨院・整骨院・ほねつぎ等は、自己負担分を除いた額を接骨院・整骨院・ほねつぎ等が患者のかわりに健康保険組合に請求し療養費を受取る「受領委任払い」が認められています。

ただし、「受領委任払い」使用においては、施術（治療）を受けたさいに「療養費支給申請書」の内容を患者さんが確認し、氏名・住所・委任年月日・郵便番号・電話番号を自筆で記入しなければなりません。

{負傷原因が間違っていないか 負傷名・負傷日はあっているか、施術（治療）を受けた日数はあっているか 支払自己負担額はあるかを確認してから記入してください。}

* 接骨院・整骨院・ほねつぎ等で健康保険でかかれないもの

ヘルニア・関節炎・リウマチ・五十肩・変形性膝関節症からくる痛み
脳疾患後遺症などの痛み

スポーツが原因の筋肉疲労や筋肉痛

(久しぶりにサッカーをして翌日ひどい筋肉痛になったなど)

日常生活からくる肩こり・疲労・腰痛・体調不良

慰安目的のマッサージ代わりの利用(疲れとれ、きもちいいからもんでもらう)

過去の事故等による後遺症

症状の改善が見られない長期の治療

4部位目以降の施術(治療)費用

医師の同意のない骨折・脱臼治療(応急処置除く)

「ついでに他の部分」「家族に付き添ったついでに」とか「ついで」施術(治療)

投薬(シップ薬等)・注射等保険医療機関の行為

* 接骨院・整骨院・ほねつぎ等で健康保険でかかれるもの

外傷性のねんざ・打撲

{スキーでねんざ、運動会でねんざ 肉離れ 階段で足をぐねった:(就業中・通勤途中除く)}

突然 りっくり腰で朝おきれなくなった。

後日、健康保険組合から接骨院・整骨院・ほねつぎ等の施術(治療)内容や傷病原因について照会・確認をさせていただくことがあります。